



関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」(差別解消法に基づき、置くことができる)

この他、行政相談委員による行政相談やあつせん、法務局、地方法務局、人権擁護委員による人権相談等により対応

【参考】基本方針及び障害者差別解消法に関する内閣府Q&A

I. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(抄)

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要である。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備する。

II. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてのよくあるご質問と回答<国民向け>

Q10. 差別があった場合の相談や紛争解決について、この法律では、どのような仕組みが設けられていますか。

A. 障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、既に、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局、地方法務局、人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、新しい組織を設けることはせず、基本的には、既にある機関などを活用し、その体制の整備を図ることにしています。

また、地域レベルで、既にある機関が、相談や紛争の防止・解決の取組を進めるためのネットワークを構築するとの趣旨で、地域協議会を組織することができることにしています。